（２）可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について

①　本市の可燃ごみ処理施設と可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の現行料金

施　設　名	地域限定	供用開始	処理能力	現行料金
神谷清掃工場	鳥取・河原・用瀬・佐治地域	H4	270ｔ／日 （135ｔ／日×2 炉）	<u>積載量 10 kgごとに 120 円</u>
国府町クリーンセンター	国府地域	H9	12ｔ／8ｈ （1 炉）	
レインボーふくべ	福部地域	H10	5ｔ／8ｈ （1 炉）	
ながおクリーンステーション	気高・鹿野・青谷地域	H6	25ｔ／8ｈ （12.5ｔ／8ｈ×2 炉）	

② 家庭系・事業系別 ごみ排出量の推移

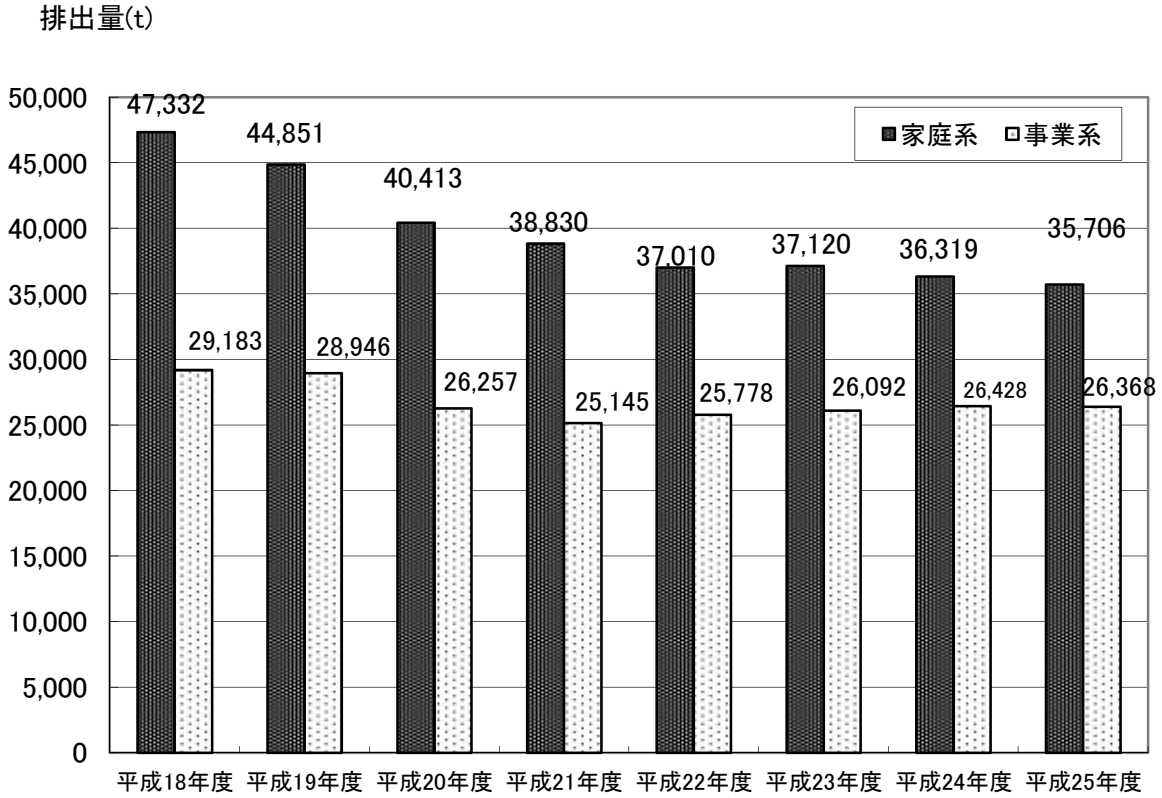

（排出量）　　（単位:トン）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭系	47,332	44,851	40,413	38,830	37,010	37,120	36,319	35,706
事業系	29,183	28,946	26,257	25,145	25,778	26,092	26,428	26,368
計	76,515	73,797	66,670	63,975	62,788	63,212	62,747	62,074

（前年度比）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭系		▲5.20%	▲9.90%	▲3.90%	▲4.70%	0.30%	▲2.20%	▲1.70%
事業系		▲0.80%	▲9.30%	▲4.20%	2.50%	1.20%	1.30%	▲0.20%
計		▲3.60%	▲9.70%	▲4.00%	▲1.90%	0.70%	▲0.70%	▲1.10%

③　可燃ごみ処理に係る原価計算（消費税率８％継続の場合）

	現行	実績 （消費税5％）				見込み （消費税8％）			備考
	平成17年審議会料金設定数値（H18･19見込平均数値）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（税率8％）	27年度（税率8％）	28年度（税率8％）	
処理費 （千円）	749,000	727,997	646,026	705,156	621,154	632,098	652,098	672,098	
処理量 （t）	62,716	58,784	59,616	58,981	58,577	57,991	57,411	56,837	
処理原価 （円／t）	11,944	12,384	10,836	11,956	10,604	10,900	11,358	11,825	
搬入手数料（円／t）	12,000	11,445				11,361			実績と見込の平均
10kgごとの搬入手数料（円）	120	124	108	120	106	109	114	118	22年度～25年度実績での平均115円 26年度～28年度見込での平均114円

※処理量に岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・しさを含む。

※毎年度（平成24年度末まで）支払っている清掃工場大規模修繕費（157,858千円）は処理費から除く。

④　可燃ごみ処理に係る原価計算（消費税率１０％に引き上げの場合）

	現行	実績 （消費税5%）				見込み （消費税8%⇒10%）			備考
	平成17年審議会料金設定数値（H18･19見込平均数値）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度（税率8%）	27年度（税率10%）	28年度（税率10%）	
処理費 （千円）	749,000	727,997	646,026	705,156	621,154	632,098	663,996	683,996	
処理量 （t）	62,716	58,784	59,616	58,981	58,577	57,991	57,411	56,837	
処理原価 （円／t）	11,944	12,384	10,836	11,956	10,604	10,900	11,566	12,034	
搬入手数料（円／t）	12,000	11,445				11,500			実績と見込の平均
10kgごとの搬入手数料（円）	120	124	108	120	106	109	116	120	22年度～25年度実績での平均115円 26年度～28年度見込での平均115円

※処理量に岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・しさを含む。

※毎年度（平成24年度末まで）支払っている清掃工場大規模修繕費（157,858千円）は処理費から除く。

⑤　平成２７年度から平成２８年度末までの手数料（案）について

平成２７年度から平成２８年度末までの可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）については、下記の理由より、**現行の 10 kg毎 120 円に据え置きたい**と考えます。

原油の高騰等による電気料金や労務単価の増加による人件費の上昇を考慮に入れ、年間2,000 万円の増加を見込むと、平成２８年度の料金水準は、平成２７年度以降の消費税率が8%である場合には「10ｋｇ毎 118 円」、同様に税率が 10%である場合には「10ｋｇ毎 120円」の料金水準になってきます。

本市の事業系ごみの減量が進んでおらず、資源化・減量の促進が重要な命題となっている中で、可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の値上げを行えば、食品リサイクル等の取り組みにくいリサイクルの推進やごみの減量効果が期待できます。

しかしながら、可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の値上げを行う場合は、収集運搬業の事業経営や地域経済への影響を考慮に入れ、検討を重ねる必要があります。

（３）大型ごみ処理手数料について

①　大型ごみ処理手数料の料金設定について

（料金設定の基本的な考え方）

大型ごみ収集原価の１割とごみ処理施設搬入手数料との合計、代表的な品目の平均重量及び分別解体作業費を元にして、個別の料金を算定します。

◆大型ごみ処理手数料算定料金
＝大型ごみ処理原価（注１）」×「平均重量」＋「分別解体作業費（※４）」

（注１）大型ごみ処理原価は、「１kgあたりの大型ごみ収集運搬経費（※１）の１割と「可燃又は不燃ごみ搬入手数料（※２、※３）」との合計とする。

「備考」

※１（１kg あたりの大型ごみ収集運搬経費）
＝大型ごみ収集運搬委託経費(円)／大型ごみ処理量（ｋｇ）

※２　（可燃ごみ搬入手数料）
１０ｋｇごと１２０円であるため、１ｋｇあたり１２円として計算。

※３　（不燃ごみ搬入手数料）
１０ｋｇごと３６０円であるため、１ｋｇあたり３６円として計算。

※４（分別解体作業費の算定）
大型ごみの品目のうち、可燃と不燃とに分別解体する必要があり、その作業に一定時間要する品目は分別解体作業費を加算した。
分別解体作業費は、公共工事設計労務単価の１日あたりの軽作業員賃金から算出しており、分別解体作業単価を１分につき２４円と算定した。（現行は１９円／分）

②　大型ごみ処理原価について

１．処理原価　　（平成２７年度以降消費税率８％が継続の場合）

		平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	（適用消費税率）	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%
A	大型ごみ収集運搬経費	62,701,000円	66,082,000円	62,558,000円	62,036,000円	64,123,000円	64,123,000円	64,123,000円
B	大型ごみ処理量	353,000kg	251,000kg	239,000kg	318,000kg	318,000kg	318,000kg	318,000kg
C	大型ごみ収集原価（A／B）	178円/kg	263円/kg	262円/kg	195円/kg	202円/kg	202円/kg	202円/kg
D	大型ごみ収集原価の1割（C×0.1）	18円/kg	26円/kg	26円/kg	20円/kg	20円/kg	20円/kg	20円/kg
E	可燃ごみ処理施設搬入手数料	10円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg
F	不燃ごみ処理施設搬入手数料	33円/kg	33円/kg	36円/kg	36円/kg	36円/kg	36円/kg	36円/kg
G	大型可燃ごみ処理原価　（D＋E）	28円/kg	38円/kg	38円/kg	32円/kg	32円/kg	32円/kg	32円/kg
H	大型不燃ごみ処理原価　（D＋F）	51円/kg	59円/kg	62円/kg	56円/kg	56円/kg	56円/kg	56円/kg
I	分別解体作業単価（軽作業員1分あたり労務単価）	19円	20円	20円	23円	24円	25円	26円
	公共工事設計労務単価・軽作業員（８ｈ基準額）	9,200円/日	9,400円/日	9,500円/日	10,900円/日	11,300円/日	11,900円/日	12,500円/日
	労務単価前年度比		102%	101%	115%	104%	105%	105%

※平成24年4月1日から不燃ごみ搬入手数料は、33円/kg⇒36円/kgになった。
※平成27年度以降の労務単価は５％の増加を見込んだ。

２．処理原価　　（平成２７年以降消費税率１０％に引き上げの場合）

		平成17年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	（適用消費税率）	5%	5%	5%	5%	8%	10%	10%
A	大型ごみ収集運搬経費	62,701,000円	66,082,000円	62,558,000円	62,036,000円	64,123,000円	65,310,463円	65,310,463円
B	大型ごみ処理量	353,000kg	251,000kg	239,000kg	318,000kg	318,000kg	318,000kg	318,000kg
C	大型ごみ収集原価（A／B）	178円/kg	263円/kg	262円/kg	195円/kg	202円/kg	205円/kg	205円/kg
D	大型ごみ収集原価の1割（C×0.1）	18円/kg	26円/kg	26円/kg	20円/kg	20円/kg	21円/kg	21円/kg
E	可燃ごみ処理施設搬入手数料	10円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg
F	不燃ごみ処理施設搬入手数料	33円/kg	33円/kg	36円/kg	36円/kg	36円/kg	36円/kg	36円/kg
G	大型可燃ごみ処理原価　（D＋E）	28円/kg	38円/kg	38円/kg	32円/kg	32円/kg	33円/kg	33円/kg
H	大型不燃ごみ処理原価　（D＋F）	51円/kg	59円/kg	62円/kg	56円/kg	56円/kg	57円/kg	57円/kg
I	分別解体作業単価（軽作業員1分あたり労務単価）	19円	20円	20円	23円	24円	25円	26円
	公共工事設計労務単価・軽作業員（８ｈ基準額）	9,200円/日	9,400円/日	9,500円/日	10,900円/日	11,300円/日	11,900円/日	12,500円/日
	労務単価前年度比		102%	101%	115%	104%	105%	105%

※平成24年4月1日から不燃ごみ搬入手数料は、33円/kg⇒36円/kgになった。
※平成27年度以降の労務単価は５％の増加を見込んだ。

③　大型ごみ処理手数料の改定品目等について

市民からの問い合わせや本市大型ごみ受付センター委託業者への照会から、現行手数料の「重量の整合性」や「規定」、「品目ごとの分別解体作業の有無」及び「その解体作業時間」等について見直しを行いました。

そのうち、改定が必要な対象品目につきましては、料金改定案を作成しました。

その結果、本市の大型ごみ品目の約３００品目中、４３品目の見直しが必要となり、１９品目は規定の見直し、２４品目は料金改定を予定しました。

④　大型ごみ処理手数料の改定案

	改正（案）	現行
○大型可燃ごみ処理原価	30円／kg	30円／kg
○大型不燃ごみ処理原価	50円／kg	50円／kg
○分別解体作業費（分単位）	1分につき24円加算	1分につき19円加算

分別解体作業費とは・・・・可燃・不燃に分別解体する場合の作業費

◆「大型ごみ処理手数料算定料金」＝「大型ごみ処理原価」×「平均重量」＋「分別解体作業費」

※　最低基本料金は、1品目500円。

種別	品目	改定箇所	分別区分	現行手数料（円）	改定案（円）	現行との差額（円）	算定料金（円）	重量単価（円）	分別解体作業費（円）	重量（kg）	解体時間（分）	平成25年度収集実績（鳥取地域）
電気等器具類	乾燥機（食器）	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		14件
	シュレッダ（家庭用／50cm以上）	重量の修正（25kg⇒10kg）。	不燃	1,500	500	▲1,000	500	500		10kg		
	タイプライター	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		
	電子レンジ	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		100件
	ワープロ	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		8件
家具・寝具類	下駄箱　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	690	450	240	15kg	10分	49件
	同上（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,100	600	1,140	900	240	30kg	10分	
	同上（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,400	900	1,440	1,200	240	40kg	10分	
	食器棚　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	690	450	240	15kg	10分	92件
	同上（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,100	▲200	1,140	900	240	30kg	10分	39件
	同上（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,400	100	1,440	1,200	240	40kg	10分	
	たんす　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	690	450	240	15kg	10分	175件
	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,000	1,100	100	1,140	900	240	30kg	10分	331件
	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,000	1,400	400	1,440	1,200	240	40kg	10分	
	戸棚　　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	690	450	240	15kg	10分	21件
	同上　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,100	600	1,140	900	240	30kg	10分	
	同上　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	1,400	900	1,440	1,200	240	40kg	10分	
	本棚（木製）（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	690	450	240	15kg	10分	64件
	同上　　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,100	▲200	1,140	900	240	30kg	10分	23件
	同上　　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）。分別解体作業有り。	可燃	1,300	1,400	100	1,440	1,200	240	40kg	10分	
	本棚（スチール製）（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。	不燃	1,500	800	▲700	750	750		15kg		64件
	同上　　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。	不燃	2,500	1,500	▲1,000	1,500	1,500		30kg		
	同上　　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	不燃	2,500	2,000	▲500	2,000	2,000		40kg		
	スチール整理棚　（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m未満のもの）。	不燃	1,000	800	▲200	750	750		15kg		17件
	同上　　（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）。	不燃	1,500	1,500	0	1,500	1,500		30kg		2件
	同上　　（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	規定の変更（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	不燃	1,500	2,000	500	2,000	2,000		40kg		
	ステンレスパイプ棚	重量の修正(20kg⇒15kg)。	不燃	1,000	800	▲200	750	750		15kg		32件
	衣装ケース（金属製）	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		
	同上（プラスチック製）　　（ケース単体の場合は3箱まで）	記述追加（ケース単体の場合は3箱まで）。	不燃	500	500	0	250	250		5kg		304件
	収納ケース（金属製・50cm以上）	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		
	同上（プラスチック製・50cm以上）（ケース単体の場合は3箱まで	記述追加（ケース単体の場合は3箱まで）。	不燃	500	300	▲200	250	250		5kg		14件
	こたつ　（台と板の1組の場合、もしくは台のみの場合）	記述追加（台と板の1組の場合、もしくは台のみの場合）。	可燃	800	800	0	840	600	240	20kg	10分	156件
	畳　（2枚まで）	記述追加（2枚まで）。	可燃	800	300	▲500	300	300		10kg		275件
	姿見	分別解体作業不要。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		6件
	スプリングマットレス	分別解体作業単価の上昇。	不燃	1,500	1,700	200	1,720	1,000	720	20kg	30分	136件
	ブラインド	重量の修正（20kg⇒10kg）。	不燃	1,000	500	▲500	500	500		10kg		3件
	ベンチ（家庭用／50cm以上）	重量の修正（20kg⇒15kg）。	不燃	1,000	800	▲200	750	750		15kg		
	レンジ台（電子レンジ用）	分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	690	450	240	15kg	10分	30件
趣味用品	ゴルフバッグ	分別解体作業不要。	不燃	800	500	▲300	500	500		10kg		26件
	水槽　　（最も長い辺の長さが50cm以上90cm未満のもの）	規定の変更（最も長い辺の長さが50cm以上90cm未満のもの）。	不燃	500	500	0	500	500		10kg		24件
	同上　（最も長い辺の長さが90cm以上のもの）	規定の変更（最も長い辺の長さが90cm以上のもの）。	不燃	500	1,500	1,000	1,500	1,500		30kg		
	釣り竿　（5本まで）	記述追加（5本まで）。	不燃	500	500	0	100	100		2kg		6件
	バット（野球用）　（5本まで）	記述追加（5本まで）。	可燃	500	500	0	60	60		2kg		
	補助動力付自転車	重量の修正（30kg⇒20kg）。	不燃	1,500	1,000	▲500	1,000	1,000		20kg		

種別	品目	改定箇所	分別 区分	現　行 手数料 （円）	改定案 （円）	現行との 差額 （円）	算定料金 （円）	重量 単価 （円）	分別解体 作業費 （円）	重量 （kg）	解体 時間 （分）	平成25年度 収集実績 （鳥取地域）
その他	臼（うす）	分別解体作業有り。	可燃	500	700	200	660	300	360	10kg	15分	3件
	コンテナ（50cm以上）　（2箱まで）	記述追加（2箱まで）。	不燃	500	500	0	250	250		5kg		
	ざる（50cm以上）　（3つまで）	記述追加（3つまで）。	不燃	500	500	0	150	150		3kg		
	三脚（カメラ・ビデオカメラ用）（2脚まで）	記述追加（2脚まで）。	不燃	500	500	0	250	250		5kg		
	スコップ（金属製、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製）（2本まで）	記述追加（2本まで）。	不燃	500	500	0	270	150	120	3kg	5分	5件
	すのこ　（長い辺が2m未満のものは3枚まで）	記述追加（長い辺が2m未満のものは3枚まで）。	可燃	500	500	0	150	150		5kg		15件
	たらい（50cm以上）（3つまで）	記述追加（3つまで）。	不燃	500	500	0	150	150		3kg		
	杖（ステッキ／50cm以上）（5本まで）	記述追加（5本まで）。	不燃	500	500	0	100	100		2kg		
	バケツ（50cm以上）（3つまで）	記述追加（3つまで）。	不燃	500	500	0	150	150		3kg		5件
	ブランコ（幼児用）	重量の修正。分別解体時間の見直し。	不燃	1,500	1,000	▲500	990	750	240	15kg	10分	1件
	プランター　（プラスチック製は5つまで）	記述追加（プラスチック製は5つまで）。	不燃	500	500	0	100	100		2kg		4件
	ほうき（50cm以上）（5本まで）	記述追加（5本まで）。	可燃	500	500	0	60	60		2kg		1件
	ポリタンク（50cm以上）（5つまで）	記述追加（5つまで）。	不燃	500	500	0	100	100		2kg		16件
	モップ／柄付きモップ（50cm以上）（5本まで）	記述追加（5本まで）。	不燃	500	500	0	100	100		2kg		
	物干し竿（50cm以上）（3本まで）	記述追加（3本まで）。	不燃	500	500	0	150	150		3kg		73件
	物干し台（コンクリート台）（2つまで）	分別解体作業有り。記述追加（2つまで）。	不燃	500	700	200	740	500	240	10kg	10分	21件

（４）特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

①　特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

これは、特定家庭用機器再商品化法の施行に係る特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣+類乾燥機、テレビ、エアコン）を本市が収集運搬する場合の収集運搬手数料です。（別途、メーカーリサイクルによる再商品化料金が必要です。）

収集運搬手数料の考え方は、平成１２年度第３回鳥取市清掃審議会で下記のとおりとしており、同年度の本市清掃審議会から「3,000 円以内とし、品目ごとに額を定めることが適当である。」の答申を受けた後、今日までの現行手数料となっています。

収集運搬手数料の考え方　＜平成１２年度第３回鳥取市清掃審議会の資料より抜粋＞

対象品目の収集運搬については小売業者が行うことが法の趣旨であり、行政はあくまで補完的な役割を果たすこととなっている。行政が行う収集運搬料金を小売業者の料金よりも低額にすることは、小売業者が回収すべきものが行政側に逆流する恐れがあり、本法を円滑に機能させるためにも、小売業者の収集運搬料金と同額若しくは上回る額にする。

しかしながら、再商品化料金のほかに、収集運搬料がかかるため、手数料を高額にすることは、不法投棄を誘発する恐れがあるため、小売業者の収集運搬料金とかけ離れた金額にしない。

このことから、収集運搬手数料の額については、重量ベースで算出した手数料の額は、小売業者の収集運搬料金から勘案して高額となるため、小売業者の収集運搬料金と同様に対象品目一品目につき 3,000 円以下としたい。

②　特定家庭用機器処理手数料（現行）

品　　目	収集運搬料金（円）
冷　蔵　庫 冷　凍　庫	３，０００円
洗　濯　機 衣 類 乾 燥 機	２，５００円
ブラウン管式テレビ プラズマ・液晶テレビ	２，５００円
エ　ア　コ　ン	３，０００円

③　特定家庭用機器廃棄物処理手数料の改定について

特定家庭用機器廃棄物（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）処理手数料の中で、**テレビについては、１５型以下のテレビの料金項目を追加する改定**を行います。

なお、冷蔵庫等の他の特定家庭用機器廃棄物の手数料は**据え置きたい**と考えます。

特定家庭用機器処理手数料（＝本市が家庭から収集運搬する料金）

品　目	現行料金	改定案	
冷蔵庫 冷凍庫	３，０００円	据え置き	
洗濯機 衣類乾燥機	２，５００円	据え置き	
ブラウン管式テレビ プラズマ・液晶テレビ	２，５００円	15 型以下	１，５００円
		16 型以上	２，５００円
エ　ア　コ　ン	３，０００円	据え置き	

※別途、メーカーがリサイクルするための再商品化料金（品目に応じて 2,000 円～5,000 円）を支払う必要があります。

（理由）

「特定家庭用機器再商品化法の趣旨に則り、小売業者を通じて回収されるように小売業者の収集運搬料金の額を下らない額とし、かつ不法投棄の抑制が図られるような額とする。」との平成 12 年度本市清掃審議会の趣旨を踏襲しつつも、一方で、現場である大型ごみ受付センター委託業者から「テレビにおいては、サイズや重量のバラツキが大きいが、市の料金体系が一律になっているため、市民のご理解が得られない場面が多々ある。」との報告、相談を受けており、円滑な運営を行うための料金改定を予定します。

また、本市におけるテレビの不法投棄処理件数は、他の特定家庭用機器よりも断然多く、平成 25 年度に処理件数が大幅に増加（24 年度 12 件⇒25 年度 44 件）したこともあり、テレビの 15 型以下の項目を追加し、不法投棄防止対策の一助としたいところです。

④　他自治体や小売業者の例

県内／県外／小売業者	自治体名／小売業者	料金等
県内	岩美町	全品目一律：１台あたり 4,320 円（税込）
	八頭町	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者・一般廃棄物収集運搬業許可業者が引き取り
	智頭町	全品目一律：１台あたり 4,320 円（税込）
	若桜町	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者が引き取り。
	倉吉市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者が引き取り。
	米子市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者（電機商業組合加盟店）が引き取り。
	境港市	全品目一律：1 台あたり 3,080 円（税込）
県外	松江市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者・一般廃棄物収集運搬業許可業者が引き取り。
	岡山市	全品目一律：1 台あたり 2,500 円（税込）
	広島市	全品目一律：1 台あたり 3,000 円（税込）
	山口市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者が引き取り
小売業者	業者 A	全品目一律 買換の場合 1 台 1,000 円（税抜） 買換無しの場合 1 台 2,000 円（税抜）
	業者 B	全品目：500 円（税抜）~1,000 円（税抜）
	業者 C	収集運搬費 540 円（税込） ＋訪問回収費 2,700 円（税込）
	業者 D	1 台 2,000 円~2,500 円

※（平成 26 年 7 月現在のそれぞれのホームページから調査した。）

※ 税込の場合、消費税率は８％の料金である。

（５）動物の死体処理手数料について

・動物の死体処理手数料について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条に「動物の死体」が廃棄物に定義されており、廃棄物として処理する場合は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 29 条第 1 項・別表に動物の死体処理手数料が定められています。

これは、同条例・第 24 条第 1 項の「占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。」の規定を受け、動物の死体をごみ処理施設で焼却処理する場合の処理料金であり、平成 4 年 7 月 1 日以降、1 頭 1,000 円となっています。

本市としましては、動物の死体の処理について、特段支障が生じておらず、料金改定による現場等の混乱を招かないために、平成 27 年度から平成 28 年度の動物の死体処理手数料を引き続き、税込 1,000 円と予定いたします。

（参考法令や条例）

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

■鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(動物の死体)

第 24 条　占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。

2　自らの責任において処理ができないときは、遅滞なく市長に届け出てその指示に従わなければならない。